
プロジェクト	企業結合 企業結合会計基準等の改正
項目	本日の審議事項

これまでの検討事項

1. 企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」（以下「企業結合会計基準」という。）及び企業会計基準適用指針第 10 号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（以下「結合分離適用指針」という。また、企業結合会計基準と結合分離適用指針を合わせて「企業結合会計基準等」という。）について、基準諮問会議から以下の提言又は依頼がなされている。

- (1) 「企業結合に関する会計基準」に係る条件付取得対価の取扱いについて、2013 年 12 月 12 日に開催された第 277 回企業会計基準委員会において当委員会に対して提言がなされ、2017 年 1 月 26 日に開催された第 353 回企業会計基準委員会において、新規テーマとして当専門委員会で審議することとされた。

本件については、これまで第 96 回専門委員会（2017 年 10 月 13 日開催）、第 98 回専門委員会（2018 年 5 月 7 日開催）及び第 99 回専門委員会（2018 年 6 月 15 日開催）並びに第 371 回企業会計基準委員会（2017 年 10 月 26 日開催）及び第 384 回企業会計基準委員会（2018 年 5 月 11 日開催）で審議を行っている。

- (2) 「事業分離等に関する会計基準」と「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」の記載内容の相違について、2017 年 4 月 10 日に開催された第 358 回企業会計基準委員会において、以下の依頼がなされている。

「『事業分離等に関する会計基準』と『企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針』の記載内容の相違について、今後の『企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針』の改正時に対応を図ることを依頼いたします。」

本件については、これまで第 98 回専門委員会（2018 年 5 月 7 日開催）及び第 99 回専門委員会（2018 年 6 月 15 日開催）並びに第 384 回企業会計基準委員会（2018 年 5 月 11 日開催）で審議を行っている。

本日の検討事項

2. 本日の企業会計基準委員会では、第 98 回専門委員会及び第 99 回専門委員会並びに第 384 回企業会計基準委員会で聞かれた意見を踏まえて、以下について検討を行う。
 - (1) 対価が返還される場合の取扱い（審議事項(2)-2)
 - (2) 企業結合会計基準等改正案の文案（審議事項(2)-3)
 - (3) コメントの募集及び公開草案の概要（審議事項(2)-4)
3. なお、第 98 回専門委員会及び第 384 回企業会計基準専門委員会で聞かれた主な意見は審議事項(2)-5 に記載している。また第 99 回専門委員会で聞かれた主な意見及びその対応等は審議事項(2)-3 及び審議事項(2)-4 にコメントの形で記載している。

以 上